

荆楚歲時記の書誌學的研究（下）

守屋美都雄

- 一、はしがき
- 二、宗懷書の原名は荆楚記である
- 三、荆楚歲時記という名はいつどのようにして成立したか
- 四、宗懷書と杜公瞻注釋書とはいつまで並び存したか
- 五、宗懷書及び杜公瞻書の日本傳來について（以上前號）
- 六、荆楚歲時記は南宋末に散佚したか（以下本號）
- 七、陶奭說郛系統本荆楚歲時記は類書からの輯抄本か
- 八、寶顏堂祕笈系統本荆楚歲時記は宋代からの傳本である
- 九、現行本明代輯抄本說の批判
- 十、祕笈系統本荆楚歲時記の不完全な點について
- 十一、むすび

六、荆楚歲時記は南宋末に散佚したか

のちに詳しく述べるように、今日まで荆楚歲時記について論じた人は、すべて現行本を後世の輯本とし、原本はつとに散佚し去つたものと斷ずる點で全く一致している。私は同じく荆楚歲時記の名でよばれる宗懷書と、杜公瞻注釋書二書のうち、宗懷書が恐らくは宋元の交に散佚したものと推定したのであるから、その限りにおいては前人の散佚説を支持する。しかし、杜公瞻書までもが、全く散佚してしまつたかどうかについては前人の説に容易に賛同しがたいものがある。

荆楚歲時記散佚説のうち、最も具體的にその散佚の時期まで示されたのは和田氏である。すなわち曰く

「南宋の朱鑑が陳元靚の歲時廣記に寄せた序の中に、

荆楚歲時之記善矣、惜乎失之拘也、秦唐歲時之所記多矣、惜乎未之備也

と云つてゐるから、宋代の各書目に掲録された荆楚歲時記も、一方では、既に早く南宋末に散佚して了つてゐたのである。そのためであらう。近世の藏書目錄に此の書の名が見えることは、宋代の書目に比して案外少い(和馬氏)と。また曰く「荆楚歲時記の現行本はかなりの數がありながら、紺珠集及び類說所收本等の特殊なものを除けば、其等が皆、原本の宋代に散佚して了つてから、後になつて、恐らくは明代頃に輯められた書であるから、不完全な點が多い(馬屋)と。要するに和馬氏は荆楚歲時記(この場合氏は宗懷書か杜公瞻書かを明かにしておられないが、氏が宋代以後、宗懷書が存在したこととどこにも言つておられないところから推して、ここでは専ら杜公瞻書を念頭においておられるものと考えられる)は、宋代に紺珠集・類說二書に抜き書きされたもの以外には、陳元靚の歲時廣記の成る以前に散佚してしまつたものと斷定されたのである。和馬氏は歲時廣記に掲げられた朱鑑(孝宗紹興元年—理宗寶祐六年、一一九〇—一二五八)の序が、南宋理宗の紹定(一一三二—一一三三)以前のものであることから、歲時廣記の成立を理宗のころに求められたが、この推定は穩當であらう。そうだとすると荆楚歲時記は十三世紀初頭には消滅してしまつたことになるのである。しかし私は、遺憾ながら、左の四つの理由から氏の説に反對せざるをえなう。

第一には、氏の説自身の内部に論理の矛盾があると思う。氏は一方で南宋末にこの書が散佚したとしながら、また一方では近世の藏書目に(稀ではあるが)この書の録されていることを認めておられる。ことに明の陳第の世善堂書目錄卷下各家の時令類に見えるところの

荆楚歲時記四卷 宗懷

というのを、その卷數の一致よりみて、郡齋讀書志(衢本)所録本と同系統のもので、従つて善本であつたかも知れないと

いう推論を出しておられるのは、どうしても南宋散佚説と相容れないのである。

第二に私は荆楚歲時記の名が直齋書錄解題の中に著録されている事實も和田氏の散佚説をゆるがす一理由になると思う。前述の如く書錄解題の著者陳振孫は福建の蒲田縣に任を奉じたとき、多くの書を蒐集したのである。陳氏の年譜は一向詳かなく、たゞ四庫提要所引の厲鶚の宋詩紀事の條に、彼が理宗の端平中（一二三四—一二三六）浙西提舉となり、改めて嘉興府に知したとあるのが知れるくらいであつて、その蒲田赴任の年代を明らかにすることはできない。しかしかりに蒲田赴任が端平以前であるとしても、それは歲時廣記朱鑑序の書かれた理宗の紹定年間（一二三一—一二三三）より著しく溯るものではなかつたであらう。そして陳氏が蒲田でせつかく集めた書物を、格別の理由なくして俄かに失つてしまふ筈もないから、陳氏は端平（一二三三—一二三五）以後においても、もちろんそれを所藏し續けたとみるのが穩當である。そうだとすれば陳振孫は、歲時廣記の成る前後において荆楚歲時記を入手し、歲時廣記の成つた時（紹定一二二八—一二三三）よりのちまでそれをもち續けたとみるべきであらう。

第三に私は、歲時廣記の朱鑑の序の讀みかたについて、和田氏に異論をさしはさみたい。氏が、

荆楚歲時之記善矣、惜乎失之拘也、秦唐歲時之所記多矣、惜乎未之備也

という文をどのように訓まれたかは詳かでないが、ともかくも「惜乎失之拘也」という一句を以て、荆楚歲時記の散佚と解せられたことはたしかである。しかし私はこの文は左のようによむべきであらうと思う。

荆楚歲時之（所）記善矣、惜乎失之拘也

秦唐歲時之所記多矣、惜乎（失）之備也

と。そして言うところは

荆楚歲時記は善いものだが、惜しいことに（荆楚ということに）拘わりすぎている。秦唐歲時の記（秦中歲時記・輦下歲時記）は、記事は多いが、惜しいことにまんべんなく備わっていない。

ということであろう。私の朱鑑序のよみ方に大過ないとすれば、荆楚歲時記南宋末散佚説は全く立論の根據を失うことになるであろう。朱鑑が荆楚歲時記を「備に失す」る本の中に數えていないこと、そして「之を拘に失す」といつて全體的特徴をつかんでいることを併せ考えるならば、朱鑑の序はむしろ、當時における荆楚歲時記の完存を物語っているといつて差支えないであろう。

第四に、もし荆楚歲時記が歲時廣記成立以前に散佚し去つていたとするならば、歲時廣記所收の荆楚歲時記の文は、悉く陳元靚が當時の類書・雜書等からこれを蒐めたものとしなければならぬ。しかし歲時廣記には今日残つている類書その他の文の中には全く見られない文章や、またかなり形の異つた文章を掲げておるのであつて、たとい宋代から今日までの間に幾多の古書が散佚したであろうことを考慮に入れるにしても、歲時廣記が荆楚歲時記の完本を見ずしてあれだけの文章を掲げたとは私には殆んど考えられない。この理由は消極的であり、また一々例證をあけるのを省略したため、説得力が少いが、私が宋・元・明代の類書のほとんどすべてと、宋代の隨筆・雜書等を相當多數見た上での推論として、南宋末散佚説への反對理由の一つに加えざるをえないのである。

註

- 1 和田氏前掲論文四一三―四頁。
- 2 同四二三頁。

3 靜嘉堂文庫本紺珠集目錄には「荆川歲時記」と記し、卷五に歲時記十九條を摘録している。なお「紺珠集」については四庫提要卷一二三

子部雜家類に詳しい解題がある。いまそこを見ると、「四庫所收の内府藏本には編輯者の名氏を著わしてないが、那齋讀書志は、この書を朱勝非の撰とし、百家小説を編して十三卷としたといつており、今本と卷數も體例も一致するから、その點からすると、それが朱勝非の撰であることは疑いない。ところがこの書的首めのところに、左丞直郎全州灌陽縣(灌陽縣)令王宗哲が南宋高宗紹興丁巳七年(三七)中元の日に撰した序がある。それによると

紺珠之集不知起自何代、試嘗仰觀乎天文、俛察乎地理、凡可致備用者、雜出乎諸子百家之說、枚分派別、原始要終、粲然靡所不載、誠有益於後學、……建陽公寺丞(寺丞は少當侍の位)出鎮臨汀、僕幸登其門、一日出示茲集、俾之校勘訛舛、將命(命)工鏤成、以廣其傳、僕因得以詳究、而增益其所未、能所得多矣、楊子不云乎、士君子晦斯光、窒斯通、其是之謂歟

とある(四庫提要の引用文には若干誤りがある。つまり同書刊行に力のあつた王宗哲が、紺珠集の成立時代を知らないといつてゐるのである。ところが宋史卷三六二の朱勝非の傳によると、勝非は紹興二年(三二)に、入つて相となり、退いてのち五年(三五)は湖州に知し、のち疾を以て引退し、慶居八年にして卒してゐる。だから王宗哲が序をつつた紹興七年(三七)には、故との相として里居してゐたわけである。このように朱勝非と王宗哲とが同時代の人であることを考えると、この書が朱勝非の手によつて書かれたとした場合、その校刊をした人が、朱勝非の名を知らない筈はない。これは情理において全く疑うべき話である。或いは龔公武の記する所に誤りがあるのかも知れないが、いまだそれを知りえない」と書かれてゐる。このように四庫提要は、紺珠集の成立について疑いをさしはさみながら、それについての斷案を下しかねてゐる。ところが邱亭知見傳本子部一〇雜家類雜纂之屬にいたつては、「或題南宋朱勝非者、誤也」と斷案を下してゐる。しかし紺珠集朱勝非撰述説は單に那齋讀書志のみに見えるのではなく同じく南宋の陳振孫の直齋書錄解題卷一一小説家類にも

紺珠集十二卷

朱勝非鈔諸家傳記小説、視會稽類説爲略

といひ、卷六時令類に

秦中歲時記一卷

荆楚歲時記の書誌學的研究(下)

守屋

唐膳部郎中趙郡李綽撰、……按朱藏。一紺珠集、曾端伯類說載此書、……

といつてゐる。晁・陳兩氏は自身の藏書について一々解題をつくつた人であるから、その説を簡単に否定することもできない。かくて紺珠集の撰者が朱勝非その人であるかどうかをきめること、ひいては紺珠集の成立年代を決定することは極めて困難な問題といわざるをえない。私はこの點について決定的な斷案を下すだけの根拠をもち合せていないが、甚だ遠廻しの方法によつて一つの推論を提出してみようと思ふ。

清の呉壽暘が拜經樓藏書題跋記という書がある。これは壽暘が、その父たる拜經樓主人呉燾（字樑客・又葵里・號兔床・嘉慶一八年（一八〇五）歿、年八十一）の遺書をよく守り、其の題跋を鈔録し、解題を自撰して作つたものである（呉燾氏「支那書題解題」一書）。さてこの題跋記卷四を見ると、拜經樓舊藏紺珠集に對して耕崖先生周廣業が附した跋が掲げられている。曰く（本による）

紺珠集

右鈔本十三卷、龔氏玉璫閣舊藏、有田居校及江聲借閱題記。周耕崖先生曾從先君子（龔燾のこと）借校、跋云、歲甲辰、客都門、分校續寫四庫書中、有紺珠集十三卷、原本字句錯誤不可讀、爲二校正二千余字、重寫送館、別錄爲四冊藏之、王疎雨時爲吉士、見而借鈔、其前三冊已歸、會其改刑曹、後一冊久未鈔竟、丁未秋將南旋、屢趣未得、念是書流傳甚少、不欲令棄前功、而行篋所無非足本、攢歸亦無用、乃以前三冊併付之、其郎慶高皆從予遊、屬鈔訖寄還、閱今八載、杳不通問、每念及、未嘗不悵然也、去夏兔床七兄、出此見示、欣然如遇故人、有橫河龔氏玉璫閣珍藏圖記、又有龔稼邨秘笈之印、校者爲田居、爲江聲、兔牀云、稼邨・田居皆錢塘、龔衛圃先生自號、玉璫閣本宋花石網故物、今尙在橫河姚氏宅、江聲則金觀祭別字、衛圃友也、其本亦不免訛字、然視原本則善矣、其異者、彼前題朱勝非撰、而此無明文、又多三天順間賀榮二後序二耳……（下略）乾隆六十年乙卯七月十八日、耕崖周廣業書

さて周廣業の跋（乾隆六〇年即一七九五）の大意をとればこうである。「廣業自身、甲辰の歲（乾隆四九年、一七八四）都において書寫校訂した紺珠集をもつていたが

庶吉士(明の職名)王疎雨に貸したきり戻つて來ないのでそれを大變遺憾に思つてゐた。

ところが廣業は、たまたま呉霽(兎床七兄)所藏の紺珠集を、乾隆五九年(九一七)に見せてもらつて非常に嬉しく思つた。

呉霽の拜經樓本紺珠集十三卷は、前に『横河龔氏玉璫瓏閣珍藏圖記』『龔稼邨秘笈之印』があり、校者は田居と江聲とである。呉霽の説明によれば、『龔稼邨田居は皆錢塘の人であり、龔喬圃先生とは龔稼邨翔麟の自號である。玉璫瓏とは宋の花石綱の故物(説段に詳)であつて今なお横河(江蘇江)の姚氏の宅にそれが残つてゐる。江聲とは觀察使金志章の別字であつて、この人は龔翔麟の友人である』とのことである。

周廣業の見るところでは、この本も大分訛字があるが、廣業がかつて書寫した原本よりはよほど善いようである。原本には朱勝非撰とあるが、拜經樓本にはなく、その代りに天順の間(明の宗代)の賀榮二の後序が余分についてゐる」と。

要するに周廣業がこの跋を書いた一七九五年現在において、紺珠集には

(1) 周廣業書寫本の原本。それには朱勝非撰と題してある。

(2) 呉霽所藏、舊横河龔氏玉璫瓏閣本。それには朱勝非撰と書かれてゐない。天順年間〔清咸豐代の續齊東野語の續齊東野語目録一處著目〕卷二雜賢之屬に「紺珠集

これも天順四年(英宗)四五〇のことである。」の賀榮二の後序あり。

の二つの系統があつたことなる。

ところで横河の龔氏については、呉霽自身も若干説明を加えてゐるが、浙江通志卷一七八人物六文苑一に引かれてゐる沈名孫の龔翔麟傳に

字天石、更字喬圃、光祿寺卿佳育子、以副榜、補兵部主事、督京倉、權粵關海稅、改監察御史、巡視西城、察錢局、歷掌浙江山西陝西諸道、既而罷歸、翔麟當官有幹貨、居臺中、號敢言、不避權貴、而尤以文學名、……

とあるのによつてその閥歴を知ることができる。そして四提庫要卷一八五集部別集類「江聲草堂詩集八卷」の條に、龔麟翔の友人たる江聲即ち金志章を、雍正癸卯(清世宗元年七三三)の擧人と記してゐるのを参照すれば、龔氏もまた十八世紀前半ごろであらう。

それはさて置き、紺珠集の成立年代に關連して注目されるのは、龔氏が紺珠集に「玉璫瓏閣珍藏圖記」と誌したことであり、そしてま

た玉璽瓏が、もと宋の花石網の故物だといわれていることである。いつたい花石網とは、宋史卷四七〇朱勳傳に

徽宗頗垂意花石、(蔡)京諷勳語其父密取浙中珍異以進、初致黃楊三本、帝嘉之、後歲歲增加、然歲率不過再三貢、貢物數
 五七品、至政和(一一七一)始極盛、舳舻相銜于淮汴、號花石綱……勳擢至防禦使……縣官經一當以爲奉所貢物、豪奪漁取
 於民、毛髮不少、償士民家一石一木、稍堪輒即領健卒直入其家、用黃封表識、未即取、使護視之、微不謹即被以大不恭
 罪……

とあるのによつて知られるように、北宋末江南の珍石奇木の類をいうのである。いま龔氏がその珍石の一つである玉璽瓏を以て、自分の書閣の名としたのは、おそらくはその書閣の中に、花石網時代の(北宋末)の書が多く藏せられていることを誇るためではなかつたらうか。さきに掲げた王宗哲の序によれば、南宋高宗紹興七年(一一三七)において、紺珠集はすでに、編纂の年次を詳かにしないといわれている。これによつても紺珠集が王宗哲よりもつと古い時代に作られたことが想像されるが、いま清の龔翔麟が、紺珠集に玉璽瓏閣珍藏圖記と誌したことを思い合せるならば、我々はこの書の成立を、北宋の末期まで溯らせてみることはあるまいか。

以上を總合すれば結論はおのづから次のようになるであらう。

(1) 紺珠集は北宋徽宗朝以前に成立していた。

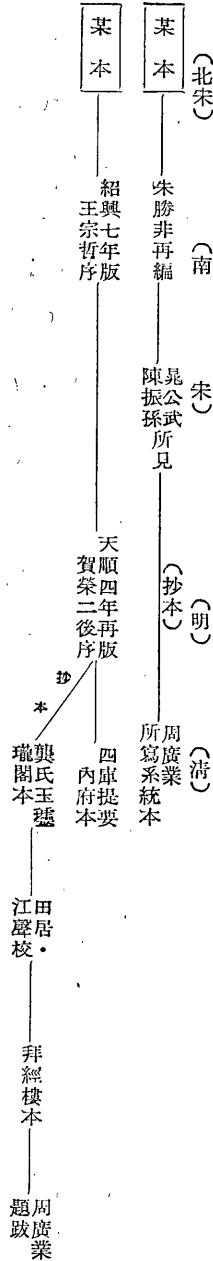
(2) しかしその撰者が誰であるかは詳かでない。一書に撰者と題されている朱勝非は北宋崇寧二年(一一〇三)上舍登第し、靖康元年(一一二六)東道副總管となり、北宋に仕えていた人であるから、年代の上からは彼が撰者であつてもおかしくはないが、しかし、彼を撰者と認めるとする、王宗哲の序との間に矛盾が生ずるのを避けることができないから、やはりこの人を撰者とするのは無理である。

(3) 南宋・北宋の交に、紺珠集はおそらく希觀の書となつてしまつた。そこで王宗哲は、前掲北宋の書をもととし、詹寺丞に命じて校勘せしめ、鏤版公刊をはかつた。それにはもちろん王宗哲の紹興七年(一一三七)の序がついている。

(4) 王宗哲とは別に、朱勝非もこの書の流傳少きを受え、自ら一本を書寫したのであらう。それがのちに晁公武・陳振孫に藏されて朱勝非撰と誤まり傳えられるにいたつたものと思われる。

(例)要するに紺珠集は北宋末以前に成つた本で、これを朱勝非撰とするのは誤まりであろう。

(例)左に紺珠集の系統を整理して圖示してみよう。



なおこの書が明清人の書目に見えることは割に少く、明代では得月樓書目摘録に

紺珠集十三卷 宋王宗哲

とあり、李蒲汀書目に

紺珠集五本

とあり、脉望館書目未分經史子集の部に

紺珠集四本

とあり、西明天一閣藏書目錄に

紺珠集五本

とあるのを舉ぐべく、清代では提要の外、前掲の拜經樓藏書題跋記・結一廬書目・邵亭知見傳本書目の記載程度に止まるようである。そしてこれら明清人の書目についでいるものの中には朱勝非撰となつてゐるものも一つもなく、おそらくはすべて前掲表の後者に屬するであろう。靜嘉堂文庫本は目錄には朱勝非撰となつてゐるが、同文庫の米山寅太郎氏に親しく調べていただいたところでは、撰者の名は書かれず、王宗哲の序が附されているという。なお内閣文庫本は筆者未見である。

荊楚歲時記の書誌學的研究(下) 守屋

4 類説。四庫提要卷一二三子部雜家類によると、この書は南宋晉江(福建)の人曾慥字端伯の撰である。慥は官は尙書郎直寶文閣に至り祠を奉じて家居し、選述甚だ多かつたというが、類説はその銀峯(不詳)に假寓していたとき作る所で、紹興六年(一一三六)に成つたという。この書は漢以來の百家小説を摘録したもので、初め麻沙書房より刊行され、その版亡失のち、寶慶丙戌(一二三六)に建安の守葉時によつて重刻され、のちそれも失われて明人の重刻するところとなつたという。

次に提要の説明の中で若干問題となる點を掲げてみよう。第一に直齋書錄解題卷一一小説家類には「太府卿溫陵曾慥端伯撰」とあつて曾慥の身分と出身地が異つてゐる。これはいづれが正しいか判定しがたい。第二に提要は麻沙書房より最初刊行された年次を明かにしてゐないが邵亭知見傳本子部雜家類雜纂之屬の條をみると、

宋刊小字本紹興庚申(一一四〇)、麻沙書市刊、不分卷、頁二十行、行十六字

とあつて、成書のうち四年目であることがわかる。第三に提要は宋版が次々に失われてしまつたと書いてゐるが、邵亭知見傳本によると、昭文張氏が前掲の如き麻沙書市刊本不分卷と、それをもととした秦西巖の舊抄本五十卷とを有してゐたと見えてゐるから、清代にもなお宋の初版本が残つてゐたことがわかる。なお汲古閣珍藏秘本書目によると「宋版類説眞本首冊」とみえ、類説の巻頭の一部分が明末毛晉の汲古閣に收められてゐたことが知られるし、また黃丕烈の百宋一廬書錄(一八八一年)によると、黃氏が毛晉のこの書を手したことも知られる。要するに提要が宋版の亡失を説いてゐるのはやゝ速断である。第四に明刊本についても提要は詳しくふれてゐないが、知見傳本によると「明有刪刊本、題宋溫陵曾慥編、新野馬之奇參閱、山陽丘鍾秀訂正類説」ということになつてゐる。

なお類説の卷数が諸本によつて相異なることは、和田氏が詳しくのべられたが(前掲文四三一頁註14)、氏の説を補足しながらその相異を示すと(マルをつけたのは和田氏紹介所)、

(A) 五十卷本

宋志・書錄解題・萬卷堂書目(明)・朱陸榭編卷三小說家の條。曾公類記(五十卷)・得月樓書目(明)・李如一編(一)・季滄葦藏書目(清)・季振宜編雜部。五十卷卅本と記す(一)・帶經堂書目(清)・陳樹杓編卷三雜家類。本書收載本は、前掲季滄葦所藏の明鈔本である(一)・結一

庶書目（清・朱學勤編卷三雜纂。重刊校正類說五十卷計十本・曾慥編、明人精鈔本・玉蘭堂藏書とあり）・靜嘉堂本重校類說

(B) 五十六卷本
喬本讀書志

(C) 六十卷本

袁本讀書志・提要本（兩江總督採進本）・邵亭知見傳本（明刊本）・内閣文庫本、

(D) 六十二卷本

述古堂藏書目（清・錢曾編。卷二類書類六十二卷十本とす）・也是閣藏書目（清・錢曾編卷五類家）

以上を以て類說についての解説を終るが、この書の巻五に荆楚歲時記十五條が摘録されている。そして靜嘉堂本では標題が荆楚歲時。歲。錄となつてゐる。

5 註1参照。

6 和田氏前掲文四一三―四頁。

7 歲時廣記の成立年代については和田氏の考證が極めて詳密である。氏は「著者陳元靚は大體理宗時代頃の人で、歲時廣記の成立も、理宗初年或は其の前後のことと考えられる」としておられる（前掲文四三二頁註28）。

8 9 私には朱鑑の序のこの部分は對文であると考えるので、(8)においては「所」の字を補い、(9)においては「未」字を「失」字の誤りと解した。

10 この文の解説については、森三樹三郎氏の御教示をえた。記して謝意を表す。
11 それらの文献に見える佚文は別稿資料篇（大阪大學文學部紀要第三輯）において紹介する。

七、陶珽說郛系統本荆楚歲時記は類書からの輯抄本か

荆楚歲時記散佚の時期を最も具體的に示した和田氏の說に反對した私は、當然次の課題として現行の荆楚歲時記が果して

輯本であるかどうかを検討しなければならない。

現行の荆楚歲時記はかなり多くの種類があるが、北宋某氏撰紺珠集本（十九條）・南宋曾慥類說本（十五條）・明陶宗儀撰說郛本（八條）等の節録本を別とすれば、究極のところ明の陶珽の説郛本系統と、明の陳繼儒の寶顏堂廣秘笈本との二つの系統のいづれかに属することとなる。なお右とは別に清の陳運溶は、陶珽本系統の漢魏叢書本をみて、その文を逸するところ甚だ多く、殆んど輯録して成つたものであると斷じ、自ら唐宋の類書の中の佚文をあつめて一本を作つてゐる。この書は、それを収録している叢書名にしたがつて麓山精舍叢書本と稱せらるべきであるが、これは初めから輯本であることがわかりきつてゐるから、當面の對象にはならない。そこで以下には陶珽說郛本と寶顏堂秘笈本の二つの系統について、それらが後人の輯本であるかどうかを確かめることとする。

すでにのべたように、これまで荆楚歲時記を論ずる人は誰しも現行本二系統が輯本であることを信じて疑つていない。そのうちでも、その理由を明示しているのは余嘉錫氏であつて、氏は

（一）現行本が玉燭寶典所引の荆楚歲時記を本文として引かずに注の中に引いてゐること

（二）御覽はこの書を引くのに大字と小字と分けており、大字は本文、小字は注と思われるが、現行本ではその混淆が甚しきこと。

（三）寶典・歲華紀麗・大觀本草・爾雅翼等には現行本に見當らぬ記事が多く、唐宋人の書を徧く檢すればもつと多くの記事を拾えるであろう。

という三つの理由から、「蓋し此の書の原本久しく亡われ、今本は乃ち明人が類書中より輯出したるなり、而も檢閱、未だ周ねからず、罅漏百出す」といつてゐる。そして和田氏は余氏の説を殆んど無條件的に受けつがれ、また新美氏も「現在見

うる荆楚歲時記並びにその注……は實は初學記・太平御覽からの輯抄本であることは歴然たるものがあるといつておられる。ではこれら諸先學の現行本輯本説(新美氏を除き)は果してそのまゝ承認さるべきものであらうか。

最初に陶珽說郭本(以下說郭本と略稱)をみてゆこう。この書は明の何允中の七十六種漢魏叢書や清の王謨の八十六種漢魏叢書にもそのまゝ収録され、また和刻本の底本にもなつたもので、われわれにとつて最も親しいテキストである。ところで渡邊幸三氏はかつてその勞作「說郭考」の中で、陶珽の說郭編纂の態度について、明初に陶宗儀が作つた舊說郭との關係を考へながら次のように論ぜられた。

(一) 陶珽の當時、傳本無き書少くとも陶爽のは原則としては舊說郭より轉載、或いは節録し、

(二) 變則としては、舊說郭本を首に轉載し、次に類書等により、佚文を輯録補足し、

(三) 陶珽の當時、傳本の存する書少くとも陶爽のは必ず其傳本より節録轉載し、舊說郭本には依據しないと云い得るのである

と(一)(二)の區分は守屋が便宜行つた)。渡邊氏のこの論は、新舊兩說郭に重見する書、五百四十五種を一々比較した結果えられたものであり、

荆楚歲時記も當然五百四十五種の中に含まれるのであるから、すこぶる傾聴に價するものであるとせねばならぬ。では陶珽本荆楚歲時記は右の(一)(二)の場合に相當するのであらうか。

陶珽本荆楚歲時記が、陶宗儀舊說郭本の丸寫しでないことは、記事の分量からいつても、文章の相異からいつても、一目瞭然たるものがある。したがつて(三)の場合にはむろん當てはまらない。

次に陶珽本は、初めに舊說郭を轉載し、残りを類書で補つたかというところ、そうでもない。これも説明を要しないことで、したがつて(一)の場合にも當てはまらないのである。

そうだとすれば陶珽本荆楚歲時記は、陶珽が說郭を作つた時(それは萬曆三十一年一〇六三以前)にすでに行なわれていた傳

本より節録轉載するという(甲)の場合でしかないことになる。要するに陶珽說郭本荊楚歲時記は、陶珽その人が類書等から輯録したのではなく、その前から存在した傳本にもとづいたものに違いない。そこで陶珽說郭本荊楚歲時記の究明といふことは、とりもなおさず、陶珽がそれから節録轉載した當時の傳本(の一種)を検討することを意味するのである。

それではこの傳本(以下これをα本とよぶ)は果して類書からの輯抄本であつたらうか。私はその考えに賛することはできない。私はα本の性格を正しくとらえるためには、まづ說郭本と寶顏堂秘笈本(以下秘笈本と略稱する)とを比較する必要があると思う。(α本の現物が存在しない今日では、說郭本をもつてα本に更えるより致しかたがない)。

さて兩書を見較べて先づ氣がつくことは、兩書の記事の配列順序が酷似していることである。もつとも說郭本の記事は三十六條であり、秘笈本は四十九條であるから說郭本の方に缺けている箇條があるのはやむをえないが、これは說郭本がα本を節録したためであつて、おそらく說郭本の典據としたα本には秘笈本に近い數の文章がもり込まれていたであらう。ともかくも說郭本(ないしはα本)が、秘笈本と何等かの關係をもつていであらうことは、記事配列順序の酷似することから予想されるのである。そこで更に說郭本の内容に立ち入つて、秘笈本との關係を考えてみると、說郭本(ないしはα本)の編纂態度は次の通りであることが知られる。

(一)秘笈本のそのまゝを轉載すること。

(例えば寒食節施鉤之戲の注の)

按施鉤之戲、求諸外典未_レ有_レ前事、公輸子遊_レ楚爲_レ舟戰、其退則鉤_レ之、進則強_レ之、名曰_レ鉤強……

の如きは、私の知りうる限りでは類書・雜書に典故がなく、秘笈系統本よりとつたもの「多少の字句の改變はあるが」としか考えられない。

①秘笈本を節録すること。

(例。秘笈本に

(A) 十月朔日黍臚、俗謂之秦之歲首、

(B) 未詳黍臚之義、今北人此日設麻羹豆飯、當爲其始熟嘗新耳

(C) 禰衡別傳云、十月朝黃祖在艤艦上、會設黍臚是也

(D) 又天氣和暖似春、故曰小春、

という文がある。この中で(A)(B)は共に御覽卷八四二に見えるが、御覽では(A)(B)の間に本文と注の區別を設けていない。(C)は秘笈本獨得の記事である。(D)は事林廣記甲集卷四に同文があるが、要するに、全體としてこれも秘笈本獨得の文章であると思う。さて說郭本の同條をみると、(A)を本文とし、(B)を注としており、秘笈本にしかない(C)を引用しているから、全體として秘笈系統本を引いたことは疑いないが、最後の(D)は全く掲げていない。これは說郭本が秘笈系統本を節録した好例である。)

②秘笈本と類書の文を連結すること。

(例。說郭本三月三日の條をみると

(A) 三月三日、士民竝出江渚池沼間、爲流杯曲水之飲、

(B) 按續齊諧記、晉武帝問尚書摯虞曰、三月三日曲水其義何指……

(C) 按韓詩云、唯溱與洧方渙渙……

(D) 周禮、女巫、歲時祓除……

(E) 周處吳徵注吳地記、則又引、郭虞三女……

とある。右のうち(A)(B)はまさしく初學記卷四からの引用である。(C)は細素雜記四所引の荆楚歲時記にも見えるが、細素雜記にはたゞ「詩」としか書いてないのを秘笈本が「韓詩」としているところからみると、細素雜記からの轉引ではなく、やはり秘笈本獨得の記事と思われる。(D)(E)にいたつては全く類書その他に典故を見出すことができない。したがつて說郭本のこの條は、前半を類書よりとり、後半を秘笈本よりとつて連結させた例である。)

④秘笈本に闕けた記事を類書によつて補うこと。

(例。正月夜の鬼車鳥の記事を御覽卷一九によつて補つてゐる。但し說郭本は鬼車鳥の別名「天帝女」を「天地女」と書いてゐる。しかしこれは政和證類大觀本草卷一九・御覽卷九二七等がみな「天帝少女」と書いてゐるところから推して、說郭本の誤記といふべきであり、說郭本が、御覽以外の史料によつたというわけではあるまい。)

⑤秘笈本と類書とを照らし合せて、長短相補わしめること。

(この例は極めて多いので、ここには省略する)

以上の分析を通じて說郭本が秘笈本と極めて深い關係をもつてゐることは自ら明らかになつたと思う。そこで說郭本の性格について私は次の結論を下したい。「初め荆楚歲時記には秘笈系統本しかなかつた(私はこの本を敢えて秘笈本とよばず、秘笈系統本という。それは後述するように少くとも明の洪武三年以前に、現在の秘笈本よりもつとよい本があつて、秘笈本はそれからの轉寫本と思われるからである。私はこの秘笈系統の善本をβ本と名づける)。ところが、この系統本(β本)はかなり混亂があり、他書の文の混入などもあつたので、何人かゞ、その誤まりを正そうと考えて、唐宋の類書に残る佚文をさぐり、或いはβ本と類書の文を連結し、或いはβ本の字句を校訂し、或いはβ本の不足を補い(例。鬼車鳥の一條)、或

いはβ本の中に混入した他書の文を削り(例。秘笈本正月晦日送窮の條に金谷園記の引用があるが、説郭本にはそれが削られている)、新しい校訂本をつくつた。かくして出来たのがα本であり、さらにそれを節録したのが陶珽説郭本である」と。このように私はβ本と説郭本との中間にα本の存在を想定するのであるが、それではα本ができたのはいつごろであろうか。現在の私には、これを明確につきとめる手がかりはないが、強いてその時代を推定するとすればそれは明代であつたらう。何となれば陶珽説郭本をみると、最初の山臊の悪鬼のところ

埤案御覽、引作山趙。

とある。そして陳運溶氏の言によると、明版の御覽には山趙となつていふという。してみると埤という人も、おそらく明人であろう。非常に大膽な推定になるが、かりにα本の作者をこの埤氏に擬してみるならば、α本の成立は一應明代と推定されてくるのである。

右のように説郭本(ひいてはα本)が、寶顏堂秘笈系統のβ本と切りはなせない関係にあることが認められるとすれば、われわれは進んで秘笈本(ひいてはβ本)との對決を迫られることになるのである。そのことは次章に論ずることとするが、これまでのべた限りでも説郭本が類書の寄せ集めであるという判断が、いかに早計であるかが明らかになつたと思う。

註

1 現行本荆楚歲時記諸本の解説は和田氏前掲文四一五—四二二頁に詳しい。

2 陶宗儀説郭については次章にのべる。

3 陳運溶は善化(辰)の人。その序によると、「荆楚歲時記が完本でないことは四庫提要にもいわれているし、自分もまた御覽から今本にない佚文八條を探している。これによれば此の記は逸する所甚だ多く、今の流傳の本は、殆んど亦輯録して成つたものと思われる。自分は提要本を見てないが、世間に流布しているのは漢魏叢書本だけである。いまこれを各類書の引く所と互校すると、稍々字句を異にする

所があるから、いま類聚・初學記・御覽三書からこの記を採輯した。だが『三月三日の龍舌料』・『夏至の糴』・『七月七日の兩星聚會』・『十二月八日の竈祭』等の四條は右の各書に出典を見出せなかつた。しかし、その外のところは、原書の體例に依り、續析條分して、詳しく記載した。そして自分は荊楚歲時記をよむ人をして、互いに相勸校せしめ、流布本が盧山の眞面（原本の眞の姿を指す）を傳えたものでないことを知つて、前人に欺かれぬようにさせたい」といつている。因みに陳氏序は光緒二十六年（一九〇〇）庚子秋八月に書かれている。

この書については、和田氏は「類書からの輯め方は未だ不完全なやうで、太平御覽に於て殊に脱漏が多い」（前掲論文四二二頁）と評せられたが、全く同感である。私は（一）この書が類書検索の範圍を上記三書に限つた點。（二）三書に對する検索も不十分である點―現に陳氏が發見しえなかつた糴の記事は御覽卷九六二竹部に見える。（三）類書の中に荊楚歲時記として引かれてないものを勝手にそう扱つてゐる點。（四）出典の記載に書名・卷數の誤まりの少くない點、などから考へて、陳氏輯本を高く評價することができない。序で乍ら陳氏本利用者のために書名・卷數の誤りを正しておく。

頁	事項	誤	正
一 B	元日爆竹等	御覽卷三十九	二十九
四 A	桃神	// 三十四	三十三
六 A	鬼車鳥	標題脱漏	
十一 B	黍臘	御覽卷四十二	八百四十二
十三 B	閏月	初學記卷十七	御覽卷十七

4 新美氏「玉燭寶典について」東方學報京都一三ノ三・昭和二八年（一九一三）。氏はこの論文で荊楚歲時記を正面の研究對象とされたのではないが、現行本荊楚歲時記の注の中に玉燭寶典が引かれてゐる事實を以て、直ちに杜公瞻が玉燭寶典の最初の利用者であると斷定してはいけないう見解を出されるについて、現行本荊楚歲時記が信憑性のないものであるとしてこのような輯抄本説を出されたのである。

5 渡邊幸三氏「說郭考」(東方學報京都第九冊昭和十三年三月十月)第四章第四節「陶奘の説郭編纂の程度」二四五—二五四頁。
6 同右第四章第三節「陶奘の説郭編纂時」二四四—四五頁。

八、寶顏堂秘笈系統本荆楚歲時記は宋代からの傳本である

荆楚歲時記說郭本の性格を検討した結果、われわれは、おのづから寶顏堂秘笈系統本(β本)の性格を考えねばならぬ段階に到達した。といつてもβ本そのものが残存していない現在では、一應β本の中の一系統である秘笈本を研究對象としてとりあけるより外はないのである。

秘笈本(ひいてはβ本)に對する私の結論をさきに示すならば、私はそれは明代あたりの輯本ではなくて、たとい不完全な形ではあつても宋代から引續いて傳わつてきた一系統であると考え。では私がこれまでの研究者がこぞつて唱えてきた輯本說に對して、何故に、このような大膽な反對意見を提出するのか、その理由を列擧してみよう。

(一) まづ秘笈本が輯抄本だというならば、一應自分が輯本の撰者になつたつもりで、いろいろの類書等から佚文を拾つてみて、果していまの秘笈本のような形の本を作れるかどうか試してみる必要がある。これを言いかえるならば、秘笈本の全條の出所が類書その他の文獻の中につきとめられるかどうかをためしてみる必要があると思う。ところが秘笈本の中にはどうしても出典のつきとめられない文章が見えてくるのである。たとえば寒食の條に

寒食挑菜

按、如今人春日生菜

とあるが、その出典は不明である。また五月の競渡の條に

邯鄲淳曹娥碑云、五月五日、時迎伍君、逆瀆而上、爲水所淹、斯又東吳之俗、事在子胥、不關屈平也
とあるが、その出典もつきとめられない。秘笈本の中にはこのように秘笈本獨得の記事が少くないのであるが、そのことはこの書が類書の佚文の寄せ集めであるという考えを根底から揺がすものであろう。

(白)次に秘笈本所掲の文章の一部に、どうしても出典のつきとめられない字句が出てくるのも秘笈本の獨創性を示していると思う。たとえば正月七日の條の本文に

正月七日爲人日……登高賦詩

とあるが、管見の及ぶ限り「登高賦詩」の四字の出典は不明である。いま御覽卷三〇をみると、そこには小字割注の形で、登高賦詩の故事が書いてあり、元來荆楚歲時記の本文に「登高賦詩」というような句があるのが當然のように思われる。だから秘笈本のこの四字は、秘笈本の古さを示していると私は思う。さらに若干の例を引こう。秘笈本元日の條の注に

(A)周處風土記曰、元日造五辛盤、正月元日五薰鍊形、注五辛所_レ以發五藏之氣、(B)即大蒜小蒜韭菜雲台胡荽是也とあるが、この中で(A)の部分は御覽卷一九所引の風土記の文と殆んど一致するが、(B)の部分は出典不明である。これは秘笈本獨得の文である。次に人日の條の注に

(A)郭緣生述征記云、魏東平王翁、七日登壽張縣安仁山、鑿山頂爲會望處、刻銘於壁、文字猶在、(B)銘云正
月七日、厥日爲人、策我良駒、陟彼安仁……

とある。この記事に最も近いのは御覽卷三〇の記事であるが、御覽は右の(A)の部で東平王翁の翁の名を逸し、(B)の部では詩の文を割愛して「…所載名辭卽此處」としている。思うに秘笈本が(A)の部に翁の名を録しているのは、やはり秘笈本の獨創性を物語つておるのであろう。次に(B)の部に一番近い記事としては、私は北宋哲宗紹聖(一一〇九—一一一〇)以後の

舉士黃朝英の細素雜記卷四に

…又案宗慄荆楚歲時記云、正月七日……唯魏東平王倉、爲安仁峯銘云、正月元七、厥日惟人、乘我良駟、陟彼安仁……

とあるのを知るのみである。しかし、明人が果して細素雜記にまで佚文輯集の手を伸ばしたとは一寸考えにくいし、またかりにその人が細素雜記を見たとしても、それならばなぜ東平王の名を倉と書かないで翁と改めたかが問題になる。私は秘笈本が細素雜記と似た文を収めているということは、むしろそれが宋代の姿を保存している證據になると考えたい。

自秘笈本末本説の第三の理由として、私はその中に他書では明記されていない文献の名を録している事實をあげたい。その一つの例としては、秘笈本元日の條の注に

(A) 食醫心鏡曰、食五辛以辟厲氣……

(B) 又天醫方序云、江夏劉次卿見鬼……

という文章がある。元日のことを最も詳しく記した類書の文としては御覽卷一九をあぐべきであるが、(A)の食醫心鏡の記事は全然見當らず、また(B)の江夏の劉次卿のことも、「又方、江夏劉次卿受彈鬼丸……」と記しているだけである。このような書物の名を明人が何等の典據なくして記載できる筈はないと思う。

さらに前章にもふれたが、秘笈本三月三日の條に

按韓詩云、唯溱與洧方洵洵……

とある。ところがこれに對應する記事としては細素雜記卷四曲水の條に

荆楚歲時記云、案詩曰、溱與洧方洵洵……

とあるのが殆んど唯一であり、しかもそこには詩とあつて韓詩とは書いてない。故に韓詩という書名も、秘笈本獨得の記載というべきである。

次に秘笈本の記事は、類書等の關係記事に較べて概して詳密である。手近いところで、いま例にとつた江夏の劉次卿の彈鬼丸の話を見てみると、秘笈本は

江夏劉次卿見鬼、以正且至市、見一書生入市、衆鬼悉避、劉問書生曰、子有何術、以至於此、書生言、我本無術、出之日、家師以一丸藥、絳囊裹之、令以繫臂防惡氣耳、於是劉就書生借其藥、至所見諸鬼處、諸鬼悉走、所以世俗行之、其方用武都雄黃丹散二兩、蠟和、令調如彈丸、正月旦、令男左女右帶之

とあるが、御覽では

江夏劉次卿受彈鬼丸、方、武都雄黃丹沙二兩五物合搗洋五兩、蠟和、令調如彈丸、正月旦、令男左女右帶

とあるだけである。これは初めに荆楚歲時記に秘笈本所掲のような文章があつたのを、御覽が節録したとみるべきであろう。このように秘笈本の方が類書より詳密であることも、その傳來の古さを示すものと思う。(なお秘笈本に見える江夏の劉次卿の彈鬼丸の故事は玉燭寶典卷一の中に見える文とほぼ一致する。しかし、玉燭寶典は明代に存してはいたが、信用できる書目ではわづかに陳第の世善堂書目に著録されているだけで、一般には希覯の書であつたらうから、この書を用いて輯本をつくることは容易に考えにくい。また明人が輯本をつくるのに寶典を用いたとしたら、當然寶典二月の社日竹占のことや、行城新花のことや、六月水鑑(4)のことなどについての荆楚記の記事が秘笈本の中に引かれねばならないのに、それらが見えないのもおかしいことといわねばならぬ。かりに一步を譲つて、明人が寶典を見て輯本をつくつたとしても、前掲の彈鬼丸の話は、寶典では大醫方序(5)〔尊經閣本には天醫方序〕の文ということになつてゐる。それを何の理由もなしに荆楚歲時記中の

一文として輯録することは、一寸考えられないことではないかと思う。

(9) 次に秘笈本は、類書の中にある他書の文を荆楚歲時記の文として掲げていることが非常に多い。たとえば秘笈本元日の條の注に

應劭風俗通曰、黃帝書稱、上古之時、有_三神荼鬱壘兄弟二人、住_三度朔山下桃樹下、簡_三百鬼、鬼妄搢_レ人、援_三以_三葦索、
執_レ以_レ食_レ虎、于_レ是縣官以_三臘除夕、飾_三桃人、垂_三葦索、畫_三虎于門、效_三前事也

という文がある。そしてこの文に最も近いのは御覽卷九六七に見える風俗通である(卷三三にも見えるが、そこには黃帝書の名が見えてない)。秘笈本が輯抄本であるという限り、この一條は御覽の風俗通を引いたと解するより外はないが、それでは輯本の撰者はいつたい何を根據として、この風俗通の文が荆楚歲時記の一部をなすものであると判断しえたのであろうか。同様の疑問は前項の江夏の劉次卿の彈鬼丸の場合にも起つたわけであるが、これは秘笈本が明代の輯抄本であるという説を撤回して、秘笈本が舊本の姿をそのまま傳えたものと考えれば、一舉に解決してしまふと思う。

(9) 次に右とよく似たことであるが、秘笈本には、明らかに他書の文を引いたと思われるところにおいて、その書の名を逸している場合がある。たとえば御覽卷二二三の

董助問禮俗曰、五月俗稱_三惡月

というのを、たゞ

五月俗稱_三惡月

とするが如きがそれである。秘笈本がもし明人の輯録であるとするならば、(1)何を根據として、董助問禮俗の文を荆楚歲時記の一部と判断することができたか、(2)何を根據として、荆楚歲時記に董助問禮俗の書名が削られていることを知りえたか

という二つの疑問が起らざるをえない。いま、明代輯本説を撤回して、荊楚歲時記には初めから「董助問禮俗」という書名がなく、秘笈本はその形式をそのまま傳えたのだと考えれば、問題は全然起らないであろう。

(4) 次に秘笈本には明人が殆んど見ることができなかつたと思われる書物の文と合致する部分がある。たとえば十二月八日の條の本文に

其日並以豚酒祭鼈神

という文があるが、これと同じ文は玉燭寶典卷一二以外には見當らない。また同じ條の注に、漢の宣帝のとき陰子方が鼈神を祭つて福をえたという話をのせ

家有黃犬、因以祭之、謂爲黃羊陰氏、世蒙其福

とあるが、これは寶典同條の

荊楚記云、以黃犬祭之、謂之黃羊陰氏、世蒙其福古今注狗一名黃羊

という文、および本朝月令・年中行事秘抄5六月大祓事に引くところの荊楚記の文とほぼ合致する。

しかし(4)のところでものべたように、玉燭寶典は明代には國史經籍志7と世善堂藏書目錄8に著録されているだけであり、ことに國史經籍志は現存していない書物でも、古書目より採つて著録した本であるから、信用に價せず(寶典を十二卷の完本として)いることもすでおかしい)、結局のところ寶典は流傳の極めて少ない本であつたことが考えられる。したがつて明人がこの書を利用して秘笈本の輯抄を行つたことは考えにくいし、また利用したには秘笈本が寶典所掲の荊楚記の他の佚文を幾條か見落しているのも不可思議である。

また明人が、本朝月令や年中行事秘抄のような日本の文献まであさつて佚文をあつめたとはまづ考えられない。したがつ

て前掲秘笈本の竈神や黄犬の記事は古くから伝えられた文とみるべきである。

(9) 最後に、秘笈本が類書の佚文の寄せ集めであるとしたならば、それが佚文を多く挙げもらしていることが却つて理解できぬ。それも類書の思いもよらぬところに書かれていた記事なら見落すこともあるだろうが、たとえば正月七日の鬼車鳥に關する御覽卷一九時序部春の條など、いやでも見落せる史料ではないと思う。また十月一日の小春の記事は、強いて出典を求めれば事林廣記甲集卷三であろうが、それを見たほどの人であれば、小春の記事に直ちに續けて液雨の記事が書かれているのを見落す筈がないのである。

以上八つの理由から、私は秘笈本が、決して明人の輯抄本ではなく、おそらく宋代ごろに存在した舊本の一形式を不完全ながら傳えたものであると結論したい。しかしながら私はこの際、私の主張する秘笈本系統舊本説に對して次のような反對意見が出るであろうことを予想しないわけにゆかない。それは「なるほど秘笈本には現在の類書などではつきとめられない文章や書名があるが、もし今日永樂大典が残つていたらその中に出所がつきとめられるのではないか。いいかえれば、明代の人は現存の類書の外に永樂大典を利用して輯本を作りえたのではないか」という意見である。

この考えは、一見私の説を脅かすに足るもののようにである。しかし私は秘笈本系統の荆楚歲時記が、永樂大典のできる以前から存在していたと推定している⁽⁹⁾ので、この点からも自説を撤回することができない。その点を明らかにするためには、私は陶宗儀の説郭に收められて⁽¹⁰⁾いる荆楚歲時記と秘笈本とを比較してみる必要があると思う。陶宗儀の説郭に掲げられている荆楚歲時記の文は爆竹・敷于散・紫姑・施鈎・禊祓・逐除^(七夕)・逐除・竈神の八條にしかすぎない。しかし、これを秘笈本の當該箇所と比較してみると、

(10) 配列の順序が一致し、

(イ) 特に「褻被」の條の諸文献の引用の順序など、漢魏叢書本とは全く異り、秘笈本と全く合致し、

(ロ) 「敷于散」の條において、天醫方序の却鬼丸の由來を傳える話を引いている點など秘笈本と同じく

細部の字句の異同はあるものの大體同一の系統であることが知られる。説郭は元來諸書を節録したものであるから、概して
い。え。ば。秘。笈。本。に。見。え。て。い。る。こ。と。が。説。郭。に。缺。け。て。い。る。場。合。が。多。い。け。れ。ど。も、時。に。は。そ。の。反。對。の。こ。と。も。あ。つ。て、た。と。え。ば。敷。于。散
の。條。の

敷于散即胡治方許出散、並有藥斤兩種類

の十七字は説郭の方にあつて、秘笈本に缺けている。また褻被の條の説郭の方が

傳長虞神泉文

と記しているのは、秘笈本に「傳長虞褻飲文」とあるのよりすぐれているようである。私は陶宗儀説郭本と秘笈本とが共に
由。つ。て。出。で。た。と。ころ。の。書。を。も。つ。て。β。本。と。考。え。る。が、それはおそらく現行の秘笈本より善本であつたろうと思う。ではこのβ
本より派生した陶宗儀説郭本はいつ出来たのか。渡邊幸三氏は「説郭考」の中で陶宗儀の説郭の編纂年代を明太祖洪武三年
(一三三)以前と推定し、かつその所收本は、みな陶宗儀の當時に傳本の存していたものについて節録編纂したものであるとい
う結論を出された。氏の説を借りれば、洪武三年(一三三)以前において秘笈本と同一系統の荆楚歲時記の傳本(β本)が存在
していたことは疑いないようである。したがつてその書が永樂以後の編纂物である永樂大典と無關係であることはいうまで
もなく、したがつて永樂大典の散佚の事實は、私の説を少しもゆるがすものとはならないのである。

荆楚歲時記が南宋末に散佚したという確證がなく、反對に、明代の極めて初期に相當すぐれた傳本が存在したことが立證
される以上、私が寶顏堂秘笈系統本を以て宋代以來の一傳本と見立てることはさして無理ではあるまいと思う。

註

- 1 秘笈本の不完全な點については後章にのべる。
 - 2 荆楚歲時記が宋代にいくつもの系統に分れていたのであることは、御覽・歲時廣記・紺珠集・類說所收本等が、同一事項についても互いに相異していることから察せられる。
 - 3 紺素雜記については四庫提要卷一一八子部雜家類二、靖康紺素雜記十卷の條參照。
 - 4 これらの文の紹介は別稿資料篇にゆづる。
 - 5 本朝月令のことは第三章註8參照。
 - 6 年中行事秘抄。坂本博士はこの書を鎌倉時代の作と見られるといつておられる（前掲論文二四八頁）。
 - 7 國史經籍志六卷。明焦竑（萬曆四十八年・一六二〇）編。長澤氏はこの書の缺點につき「本書著錄の多しと雖も、存佚に論なく、考證を加えず、舊目著錄の書名を擧げたれば、頗る蕪雜なり」と評しておられる（前掲書三七頁）。
 - 8 世善堂藏書目錄二卷。明陳第編。陳第は連江（福建）の人、萬曆中の武臣、四五年（一九一五）、七十七歳で歿した。天下をめぐり、書肆より古書を購ひ、諸家の舊籍を鈔し、藏書頗る多かつた。（長澤氏前掲書一六三頁）。
 - 9 永樂大典については詳説を避けるが、明の成祖永樂帝が、解晉・姚廣孝等に編纂を命じたのは永樂元年（〇三三四）であり、その書の成つたのは永樂五年（〇三四四）である。
 - 10 陶宗儀說郛の原本は現存しないが、もと京師圖書館主事であつた海鹽の人張宗祥氏は民國八年から十一年にかけて（一九一九）、明抄本六種を校訂し、民國十六年（二七）、上海商務印書館より百卷本を印行した。この張氏校訂本には、陶宗儀の舊に違ふところも少くないが、大體において信據するに足りるものであることは渡邊氏の詳説されたところである（渡邊氏「說郛考」第二章「張宗祥の説郛校訂」二二四—二三一頁）。なお荆楚歲時記は張氏說郛卷二五に収録されている。
- 和田氏も陶宗儀說郛本が、陶奭說郛本系より寶顏堂本系に近いことを認めておられる（前掲文四二〇頁）。

11 和田氏は「陶宗儀本に有つて寶顏堂本系に缺けている内容もあるから、寶顏堂本系の節録が陶宗儀說郭本であるのでもない。其の内容から見て、陶宗儀說郭本はもつと善本に據つた節録であらう」と言われた（同右）。私もこの考えに同感であり、陶宗儀の據つたであろう當時の善い傳本をかりにB本と名づけるのである。

12 渡邊氏は前掲論文第一章「陶宗儀の說郭」（二一九—二二四）において、ペリオ博士の洪武七・八年說 (Pelliot, Quelques remarques sur le Chouo fou. T. P. XXIII (1924)) を斥け、洪武三年以前說を立てられた。

九、現行本明代輯抄本説の批判

以上、私は秘笈本が宋代以來の傳本の一系統であることを主張するのに急であつて、從來の明代輯抄本説に對する正面からの批判を行う暇がなかつたから、次にはその點についてのべてみたいと思う。前述の如く、明代輯抄本説のうち、その積極的理由を掲げているのは余嘉錫氏⁽¹⁾であるから、まづ氏の説の一つ一つについて検討してみよう。

(1) 余氏は現行本が輯本であるという第一の理由として、現行本の中で注と本文との混淆が甚しいことをあげている。すなわち玉燭寶典の中に見える宗懷書の文（荊楚記）が、三條も現行本の注の部分に入つてゐるというのである。すなわち寶典卷五の

荊楚記云、民並斬新竹筍、爲筒糴、棟葉挿頭、纏五綵縷投江中、以爲辟水厄、士女或取棟葉挿頭、五綵絲繫臂、謂爲長命縷

というが、秘笈本では

夏至節日食糴

周處謂爲角黍、人竝以新竹爲筒糴、棟葉挿五綵繫臂、謂爲長命縷。

となつており、また寶典卷一一の

荆楚記云、俗云此戲令人生離、有物忌之家、廢不脩也。

というのが、秘笈本では

歲前又藏疆之戲、始於鈎弋夫人

按漢武故事……俗云、此戲令人生離、有禁忌之家、則廢不修

となつており、また寶典卷一一の

荆楚記以黃犬祭之、謂之黃羊陰氏、世蒙其福

というのが、秘笈本では

其日以豚酒、祀竈神

按禮器云……漢宣帝時陰子方者、至孝有仁恩、嘗臘日辰炊、而竈神形見、子方再拜受慶、家有黃犬、因以祭之、

謂爲黃羊陰氏、世蒙其福、俗人所競尙以此故也

となつてゐるといふのである。

しかしこれに對して私は次の二點から余氏の說に反對したい。

(1) 余氏は現行本における一段上げのところを宗慄の本文とし、一段下げのところを杜注であるかのように言つてゐるが、その點に疑問がある。余氏は後人が作つた輯本だから、本文も注も混淆させてしまつたというが、私にいわせれば、輯本を作るほどの人が、本文と注とを混淆させると考へることの方が不自然だと思ふ。私の考へでは、現行本の一段上げと一段下げとの別は、かならずしも本文と注の別を示すものではなく、一段上げは、新しい項目の書き始めを示すにすぎないと思ふ

（「資料的研究」）。したがつて、一段下けのところに宗懷書が含まれていようと一向不思議ではないと思う。
第三章參照

(4) 次に余氏の舉例中、黃犬を以て竈神を祭る記事は、寶典や本朝月令を見ない限り、輯録することは困難な文であることは前にのべた通りであるから、この文をあげて本文と注の混淆を論ずることは意味をなさないのであるまいか。

(5) 次に余氏は、現行本に脱漏の多いことを以て、輯抄本説を裏づけようとしているが、私として、脱漏の多いことを認めるに吝かではないが、唐宋以來、幾度か手寫を重ねたと思われるこの書に、脱漏・譌入・變形等のあつたろうことは想像に難くないのであり、そのことから余氏の結論に走るのは無理であると思う。ことに前章でものべたように、苟くも輯本を作らうという程の人であるならば、見落す筈のない御覽時序部の記事が抜けていたり、また類書の文の一部を引いて、同じところに續けて書かれている文を佚するような不合理を冒す筈はあるまいと私は思う。要するに余氏のあけられた程度の現行本の不合理は、本書の傳寫中に生じた脱漏・譌入・改變等として解せられぬことはなく、私が前章にあけた、秘笈本古傳本説の八つの根據を搖がすにはいたらぬものと思う。

現行本輯本説を正面からとり上げたのは余氏一人といつてよいが、次には新美寛氏が、玉燭寶典についての研究に關連して、現行本荆楚歲時記輯本説を開陳しておられるので、その根據を検討してみたい。氏はその論文「玉燭寶典について」の中で、玉燭寶典の最初の利用者が誰であるかを論ずるに當つて、「ここに一言辯じておかねばならぬことは、梁の宗懷の荆楚歲時記の注が杜台卿の姪杜公瞻の撰と謂はれ、そしてこれに玉燭寶典三條が引用されてゐる爲に、玉燭寶典の利用者は杜公瞻を以て最初とすべきではないかという疑ひについてである。これについては現在見うる荆楚歲時記並びにその注、それは說郭系（漢魏本）のものについても寶顏堂系（秘笈本）のものについても同様であるが、實は初學記・太平御覽からの輯抄本であることは歴然たるものがあつて、特に玉燭寶典を利用してゐる部分は初學記と一字一句同じいし、そしてその部分はむ

しる初學記が玉燭寶典を節録したものとするのが自然であるから、よし杜公瞻に注があつたとしても玉燭寶典に關する限り、最初の利用者として彼を擧げることには、これだけではまだ保留しなければならぬかと思ふ(マルは守屋)といわれた。

新美氏は荆楚歲時記を正面から研究對象とされたわけではないが、その輯抄本説の根據として現行本所引の玉燭寶典の斷章が、寶典の原文より、初學記に近いことを指摘されたのは一見たしかに強い説得力をもつてゐる。しかし、それにも拘らず私は依然として秘笈本宋本系統説を撤回するわけにゆかない。その理由を説明するには、一應初學記卷四歲時部下の中の、玉燭寶典の引用のされかたを具體的に紹介せねばならぬ。

○月晦第四事叙荆楚歲時記曰元日至月晦並爲醕聚飲食注士女汎舟或臨水宴樂玉燭寶典曰元日至月晦人並爲醕食度水土女悉前妾酌酒於水湄以爲厄今世人唯晦日臨河解除婦人或前裙

○寒食第五事叙荆楚歲時記曰去冬節一百五日即有疾風甚雨謂之寒食注禁火三日注造錫大麥粥陸翽鄴中記曰(中略)玉燭寶典曰今人悉爲大麥粥研杏仁爲酪引錫沃之

孫楚子推文鬪雞鑣雞子鬪雞子玉燭寶典曰此節城市尤多鬪雞卵之戲左傳有季郈鬪雞其來遠矣古之蒙家食稱畫卵今代猶染藍茜雜色仍加雕鑣遞

知所出董仲舒書云心如宿卵爲體內藏以據其剛柔鬪理也打毬注略鞦韆注略

さて右の文章を見ても気がつくことは、月晦・寒食二條の書き出しが、共に「荆楚歲時記曰」で始まつてゐることである。そのことから私は、初學記のこの二條は、本文も注もそっくりそのまゝこれを杜公瞻注釋本の荆楚歲時記から轉寫したのであらうと考へる。そうだとすればここに見える玉燭寶典の二文は杜公瞻書からの孫引きであり、寶典の原文と多少の相異があつても必ずしも不自然ではないと思ふ。

注

1 前掲四庫提要辨證。

2 前章に掲げた(内)の點。

3 同じくの點。

4 東方學報京都一三ノ三。

十、秘笈系統本荆楚歲時記の不完全な點について

寶顏堂秘笈本・陶宗儀說郛本およびその藍本たるβ本が、宋代ごろからの一傳本であるというのが、私の大膽な提唱であるが、しかし一面私は、それが極めて不完全なものであること、また後人の加筆・改筆が加わっているものであることを認めるに吝かではない。荆楚歲時記の原型が宋代においてすでに崩れ、幾つかの系統を生じていたろうことは現存する類書の中の文章を相互に比較してみることによつて想像がつく。このような變改は時代を下れば一層甚しくなつたであろう。いまその變改の著しい點を列擧してみよう。

(一) 脱漏が多いこと。この點は余嘉錫氏の指摘された通りであるから、ここには贅言しない(脱漏した文章は別稿「荆楚歲時記の資料的研究」において極力これを復元する)。

(二) 衍文のあること。秘笈本正月晦日送窮の條に、唐の李邕の撰に係る金谷園記(1)の記事を掲げ、また立春綵燕の條に宋人鄭毅夫の詩を掲げている點などである。これらは余氏や和田氏によつてすでに指摘せられたところであるが、私はこのような非常識な加筆が行われたのはあるいは元代ではなかつたかと思う。

いつたい荆楚歲時記の宋代ごろの形がどんなであつたかは、御覽・歲時廣記を初めこれを徵すべき手がかりが相當に存するが、元代ごろの形を知る手がかりは容易に求められない。私の知る限りでは群書通要(2)および群書類編故事(3)の二つの類書の中に抄録された荆楚歲時記の斷片を通じて元代の傳本の全貌を想像するのがせいぜいである。しかし、その斷片を通じてみ

た範囲でも、荆楚歲時記が元人の妄筆を加えられたらしいことが想像される。

たとえば群書通要卷六節序門上巳類をみると、

(樂遊宴)樂遊園、漢宣所立、唐太平公主置亭遊賞其地、每上巳、士女遊戲、就此祓禊荆楚歲時記

とある。荆楚歲時記の中に唐のことが書かれる筈はないにも拘らず、元代にこのような記事があつたとすれば、本書の成立年代や成立事情に關する知識が一般に薄れたことが想像される。同様に群書類編故事卷二時令類飲屠蘇酒の條をみると、

唐人孫思邈有「道術」除夕遺閭里藥囊、浸井中、元旦取水置酒、名屠蘇酒、闔家飲之、不染瘟疫、飲必自幼、云少者得歲、故先飲、老者失歲、故後飲荆楚歲時記、屠蘇思邈庵名

という記事があり、これ亦、唐人孫思邈を荆楚歲時記に結びつけるような不合理を冒している。私は秘笈本に現在なお存する本文の多くは、このころに衍入されてしまつたものと思うのである。

自後人の意改があること。癸辛雜識前集卷一八乘槎の條、歲時廣記卷一七得機石の條・御覽卷五一地部石の條を見ると、張騫が河源を尋ねて牽牛織女を見た話が、當時の荆楚歲時記の中に書かれていたことがわかる。しかし、張騫の傳に徴しても、そんなことは書かれてないので、癸辛雜識の著者周密も、歲時廣記の著者陳元靚も、これを宗懷の捏造とし、宗懷が何に據つたか知れないとのべている。

轉じて現行秘笈本を見ると、そこには同じような話を掲げてはいるが、「近世有人」と書いて、張騫の名は全然出しておらない。そしてその記事は大體張華の博物志を轉載している。思うにこれは宋代以後の相當の識者が、宋人の論を讀んで、張騫の天河旅行の話に疑念をいだき、ことさらに張騫の話を削つて、意を以て博物志の記事をそこに代入したと見るべきであらう。

(四) 不注意な傳寫の誤まりのあること。かつて余嘉錫氏は、現行本九月九日の條の注に

按杜公瞻云、九月九日宴會、未知起於何代、然自漢至宋未改……下略……

とあるのを見て、荊楚歲時記注の撰者杜公瞻が自分で「杜公瞻を按ずるに」という筈はないという理由から杜公瞻が注を書いたということに疑惑をいだいた。しかしこれに對して和田氏は、これを、「後人が『杜公瞻云』も注だけ取り出して記されてあつた書（例へば：歲時廣記^{卷三}の如き）から輯めて今本が作られた際などに削られる筈の四字が其の儘誤つて残つたのであると思ふ」と解釋された。これは甚だ明快な論であつて、私は大いに推服したのであるが、いま現行秘笈本の輯本説を否定する立場を自分がつつてみると、和田氏のこの説は私にとつて大變な障害になつてしまふ。そこで、いささか頑迷に自説を擁護するきらいがないでもないが、私なりにこの條について解釋を下すとすると次の通りである。

(イ) 和田氏は「按杜公瞻云」の文字は、明代ごろの輯本をつくる人が、歲時廣記又は御覽のようなものから引用するときに、削るべきものを削り残したと解釋されるが、もともと輯本を作らうとするほどの人が、これほど非常識な誤まりを冒すとは容易に考えにくい。

(ロ) 和田氏は確言されていないが、私はもし明人が、この條を何かから引いたとすれば、その出典はやはり歲時廣記卷三四か御覽卷三三であるとみるのが穩當であらうと思う。そうだとすると、御覽や廣記のここを引いた人が、どうして同じ書の他の部分を多く逸しているかが、腑に落ちないのである。

(ハ) そこで私はむしろ、こう考えてはどうかと思う。「杜公瞻云」の文字は少くとも宋代ごろのテキストにはなかつた。ところが後世この書を読んだ人が、御覽又は廣記を参照して、この部分が杜公瞻の文であることを知り、特にテキストの欄外又は行間に「杜公瞻云」と注記しておいた。それを後人が傳寫するに當つて誤まつて本文の中に編入してしまつたのではある

まいか。

しかし人は或いは私がとかく傳寫の誤まりという點をふりまわしすぎるといふかも知れない。その非難をふせぐために、私はこの條のすぐそばにいま一つの誤寫があることを指摘してみよう。それは秘笈本の、

按杜公瞻云、九月九日宴會、未知起於何代、然自漢至宋未改

のマルの部分である。隋人杜公瞻が南朝の、それも宋までを限つて議論を立てることは不可解なことで、和田氏が至宋の宋を南朝の宋を指すのではないと考えられたのは正しい。それにしても、荆楚歲時記に「至宋」とあるのは理窟に合わぬことである。そこで和田氏は、「恐らく宋代の書に此の部分が引用された時に、原の『自漢以來』を意を以て『自漢至宋』と改めて了つたために起つた誤であらう」と考えられた。非常な苦心の解釋ではあるが、氏の高説にも多少の無理がある。第一に宋代にはまだ荆楚歲時記の自序までも存した筈であり、原著や注の成立についても相當詳しい知識がひろがつていた筈である。その時代に、宋人が「自漢以來」を「自漢至宋」という風に意を以て變改したとは一寸考えにくい。第二に事實宋代の類書その他に「自漢至宋」と書き改めている例を發見することもできない。第三に、もし宋人が意を以て「至宋」というようなことを書くとしたら、そのような實例が、他の場所にも出てくる筈ではないか。

こう考えてくると、私は宋代に「自漢以來」を「自漢至宋」と變改することはなかつたと考えたい。これはむしろ荆楚歲時記の成立年代や撰者についての知識に暗い元代の人か、あるいは元人でなくともちにこの書を筆寫した人が、舊來の傳本を書寫するときに、おそらくは字形の相似から「以來」を「至宋」と誤記したものと考えるべきであらうと思う。

最後に、これは不完全な點という言葉で表現してよいかどうかはわからないが、秘笈本の一字下けの部分において、杜公瞻書における主文の部と、杜公瞻の注釋の部分とが混在していることは遺憾である。それも御覽に對應する記事があれば、

御覽の大字・小字の別を以て、兩者のふるい分けをすることも不可能ではないが、御覽に對應する記事のない場合には、原則として兩者の區別をすることは容易でないのである。

現行秘笈本を讀む際には、この書に以上のような弱點のあることを前以て心得ておかねばならないであらう。

註

- 1 金谷園記一卷。唐の李邕(六七〇頃)撰。この書の解説と佚文の紹介は他日發表すべき「唐代歳時記の研究」(假稱)にゆづりたい。
- 2 群書通要七十三卷。阮元撰、四庫未收書目提要卷三に著録されている。提要によると、この書は撰者の姓氏を著わさず、藏書家も著録しない。元の至正(順帝一三四—一三六)の間の重刊本により影寫したもので、前に大徳己亥(元成宗二九九)の王淵濟の序があり、「蒙翁因嘿齋子君、輯むる所の本、旁搜博采、増して數十卷に至る、凡そ詩家の一字一意、悉く羅して之を致す、初本に視ぶれば、殆んど將に十倍ならず、其の子彌高壽に命じて梓せしむ云々」と稱している。しかし蒙翁因嘿齋とは誰のことかわからない(下略)と説明されている。要するに撰者不詳ながら、元代の一類書であることは疑いない。
- 3 なお群書通要は選印宛委別藏(清 阮元進呈、民國二四年商務印書館景印)に收められている。
- 4 群書類編故事二十四卷。未收書目提要卷四に著録されている。元の王磐撰。この人の名は寯波府志に見え、明初に廣東肇慶太守となつたというが、事迹は不明である。この書は明志や藏書家の著録しないところであるが、提要著録本は、明の莫雲卿家藏の元刻に従つて影寫したのである。この書も類書中の一格であるという。
- 5 群書類編故事も選印宛委別藏に收められている。
- 4 和田氏前掲文四〇九頁。
- 5 同右同頁。

十一、むすび

以上が先人の荆楚歲時記研究に對する批判であり、私自身のかつてのしごとに對する反省の結果である。ここで本稿の要旨を取纏めてみれば次の通りである。

(一) 梁人宗懷(六世紀初頃—五〇年代の人)が書いた荆楚地方の歲時風俗の書は、その原名を「荆楚記」といい、初めから「荆楚歲時記」と呼ばれたのではなかつた。

(二) 「荆楚記」は、荆楚の風俗を描寫すると共に、かなり多くの關係文献をも掲載した詳しいものであつたらしい。

(三) ところが、隋の杜公瞻は、大業(六〇五—六〇六)頃、「荆楚記」を改變増補して、一種の注釋書をつくつた。そして杜公瞻は宗懷書の自序に「録荆楚歲時」とあるのにちなんで、自著に題するに「荆楚歲時記」の名を以てしたらしい。

(四) 杜公瞻は、宗懷書にない項目を増置し、時には新しい見出しを設け、また宗懷書であきたらぬところに改筆を加えた。

またおそらくは小字割注の形で注を記し、特に中國南北風俗の差異を明かにした。この形式は御覽の佚文の中における大字・小字の別に徴せられる。杜注本はかくて中國古來の歲時記録のエンサイクロペディアの觀を呈した。

(五) 杜公瞻は、有名な玉燭寶典の撰者たる杜台卿の猶子(甥)である。したがつて歲時記の編纂も、この寶典の影響を強く受けたにちがいない。それと共に隋の南北統一という事實が、當時の中國の知識人たちにとつて中國古今の、中國全土の文化に對する省察の契機となつたであろうことも想像されるところである。

(六) 杜公瞻の「荆楚歲時記」が盛んに行なわれるようになるにつれて、遂には宗懷の「荆楚記」までもが「荆楚歲時記」の名でよばれるにいたつた。そして時代が下るにつれて、「荆楚記」とは「荆楚歲時記」の略稱であると考えられるように

なつてしまつた。

(四) 宗懔書は、八世紀中葉以前に日本に傳來していた痕跡がある。九世紀末の「日本國見在書目録」には、雜傳家部に「荆楚歲時記一卷」總集家部に「荆楚時序」^イと記している。私はこの二書をそれぞれ宗懔書・杜公瞻書と推定する和田氏の説を一應支持するが、たゞその際、日本國見在書目録が、前者を雜傳家に入れているのは雜家へ入れるべきところを誤まつたのではないかと考え、また杜公瞻「荆楚歲時記」^イをどうして「荆楚時序」^イと記したかについては、疑問を留めておきたいと思う。

(五) 唐代には宗懔書は、杜公瞻書と並び行なわれたが、宋代になると希觀の書となり、おそらくは宋元の交に散佚したと思われる。

(六) 和田氏は荆楚歲時記（この場合、杜公瞻書を指すものと思われる）が、南宋末に散佚したといわれるが、その説には從いがたい。

(七) 現行本荆楚歲時記には寶顏堂秘笈本と漢魏叢書本の二系統がある。通説では兩書共に明代に類書等の佚文を輯録したものとされるが、その論據は薄弱である。

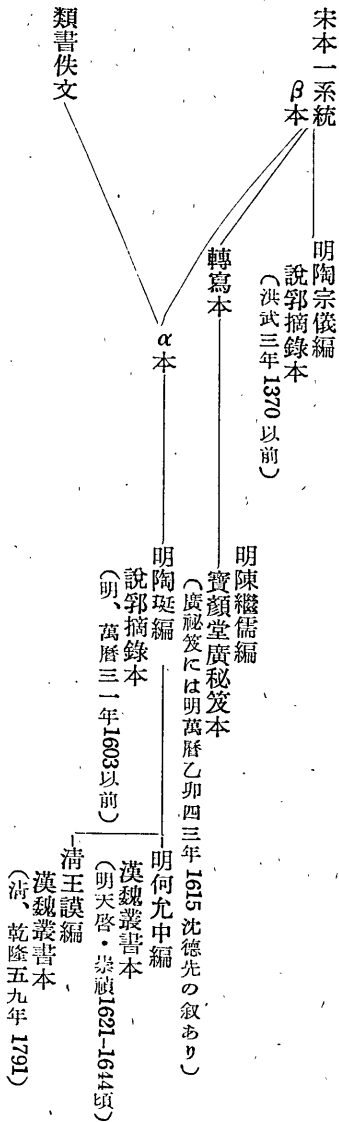
(八) 寶顏堂系統本を分析すると、その中には類書等に出典の見出されない文章や書名があり、むしろ宋代からの一傳本と推定される。

(九) この本は陶宗儀說郛摘錄本と同一系統であるが、兩書の藍本たる假稱β本が、洪武三年以前の傳本であることから、右の説は強められる。

(十) このβ本は、いづれかの時代に（おそらくは明代か）、何人かによつて、唐宋の類書と對校修正を加えられた。かくして出來たのが

假稱α本であるが、明末の陶埏說郭本はα本の中からさらに三十六條を摘録したのである。

(四) 流傳の系統を圖解すれば左の通りである。



(五) 荊楚歲時記はすでに宋代においていくつかの異本があつたことが想像されるが、その一系統であるβ本（現實には更にその轉寫本たる秘笈本しかみられない）も、すでに宋代において脱文・誤字・注と本文の混淆があつたであろう。そして下つて元代にはなお脱漏もしくは改竄が加わつたと思われるから、これを讀む場合には、類書その他の佚文と嚴密に校合することが必要である。

前者刊行以來兩三年、私が荊楚歲時記の書誌學と取組んで得た結論は右の通りである。私自身の魯鈍に加えて、史料の不足と、中國古文献の記載法そのものもつ不精確さとに災されたために、論理の飛躍や獨斷のところも少くなかつたと思う。先學の御叱正によつて我執をときほごすことができればこの上ない幸いである。

最後に一言する。私は本文中、何かにつけて和田氏の論文を引合ひに出した。それは氏の論文が、これまで一否、今後も

―荊楚歲時記研究の最高水準を示すものであり、氏の説と對比させて論ずる方が、自説の重點をはつきりさせることができると考えたからである。しかし、十年余も前の論文を一々引用されることは、氏にとつて定めて御迷惑であつたらうと思う。たゞ私の目的は、氏が舊稿の末尾に、「先づリゴリズムを以て、根柢を作ることから始めなければならぬ」と説かれたことを、そのままに實行することであつた。そしてそれ故に氏が私の非禮を快くお許し下さるものと信じて疑わないのである（一九五三・八・二五脱稿）。

〔補記〕 餘白を利用して二つのことを附言する。

① 日本國見在書目錄總集家部の「荊楚時序一」を、荊楚歲時記と無關係の書物とみる立場もありうる。現在の私は、これを敢えて杜公贍注釋書に結ぶよりは、その方が穩當なように思つている。いづれにせよ資料不足で斷案は下せない。

② 木村英一教授から最近賜わつた御教示によると、明代の學者は、元代の書物散亡のあとを承け、自ら地方の藏書家を尋ねて珍藏の秘書を書寫した。そしてその書寫は、適宜の拔書きが多かつたという。私は、秘笈本が宋代の一系統であるに於ては、脱文が多過ぎることを不思議に思つていたが、明人の書寫のしかたがそのようであつたことを考量すれば、私のいだいている疑問もとけるように思う（一九五四・六・一一）

〔追記〕 この論文は昭和二七・八兩年度文部省科學研究費交付による研究「中國古歲時記の復元並びにその研究」の報告の一部である。

脱稿に當り私は、前者に對する御批正を賜わつた入矢義高・山本徳太郎・坂本太郎・長沼弘毅諸氏、尊經閣本玉燭寶典の入手に非常な便宜をお與え下さつた三上次男、今井吉之助兩氏、研究資料について御骨折下さつた栗原朋信・大西寛・鈴木重三・米山寅太郎・木金徳雄諸氏に心から感謝の意を表する。

（大阪大學助教授）